

佐渡市養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘・
介護老人保健施設すこやか両津 給食調理業務委託候補事業者
の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

佐渡市

1 目的

このプロポーザルは、養護老人ホーム待鶴荘、軽費老人ホームときわ荘及び介護老人保健施設すこやか両津給食調理業務の受託候補者を選定するために実施するものである。提案者の実績、業務手法、食材の調達方法、緊急時対応、リスクマネジメント等を総合的に審査・評価を行い、安全安心で高齢者に好まれる給食を入所者に提供することが出来る最も適切な者を受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

- ア 養護老人ホーム待鶴荘給食調理業務委託
- イ 軽費老人ホームときわ荘給食調理業務委託
- ウ 介護老人保健施設すこやか両津給食調理業務委託

(2) 対象施設名

- ア 〒952-0202
新潟県佐渡市栗野江 1826 番地
佐渡市養護老人ホーム 待鶴荘（100 床）
- イ 〒952-0202
新潟県佐渡市栗野江 1822 番地
佐渡市軽費老人ホーム ときわ荘（50 床）
- ウ 〒952-1211
新潟県佐渡市中興乙 1601 番地 1
佐渡市介護老人保健施設 すこやか両津（80 床）

(3) 業務内容

上記ア、イ、ウの施設における給食調理業務委託
（別紙 1-1 ～ 1-3 給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）

(4) 契約関係

ア 本業務は、養護老人ホーム待鶴荘、軽費老人ホームときわ荘及び介護老人保健施設すこやか両津の給食業務について、一括してプロポーザルを実施し、受託候補者を選定するものとする。

参加事業者は、対象となる全ての施設の給食業務を一括して受託することを前提として応募するものとし、特定の施設のみを対象とした応募は認めないものとする。

なお、受託候補者決定後の契約については、施設ごとに個別に契約するものとする。

イ 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

ウ 契約保証金

免除

(5) 予算措置前の取り扱い

本業務は令和 9 年度以降の当初予算の成立を条件として実施するものであり、当初予算が成立しない場合その他やむを得ない事情がある場合又は事業内容が大幅に変更する場合は、選定結果の無効、契約変

更又は契約を終了することがある。また、受託候補者の決定は契約締結を保証しない。

(6) 遵守する事項

厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号）

3 業者選定方法

(1) プロポーザルの名称

養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘・介護老人保健施設すこやか両津給食調理業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

4 委託業者参加資格要件

(1) 資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

イ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入している者であること。

ウ 新潟県内及び佐渡市内において、病院又は介護福祉施設等での受託実績がある者であること。

エ 新潟県内又は佐渡市内において、営業拠点（本社、支社、営業所等）がある者であること。

オ 地元業者から食材購入が可能であること。

(2) 参加制限

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
オ 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 30 年訓令第 17 号）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

カ 市税及び国税の滞納がない者であること。

キ 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

5 参加者の失格事項

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

6 提出書類

(1) 提案書

提案書は、別紙 1-1 ～ 1-3 「仕様書」に基づき、別紙 2 「提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

(2) 委託料提案見積書

ア 前記(1)の提案書の提案内容を実現するのに必要な経費を見積り、提案すること。

イ 契約方式は「管理費制契約」とする。

ウ 委託業務従事職員の内訳を明記すること。

(3) 添付書類

ア 日本メディカル給食協会加盟証明書（写し）

イ 製造物責任法に基づく賠償責任保険に係る保証証明書（写し）

ウ 新潟県内及び佐渡市内において病院又は介護福祉施設での受託実績（名簿）

エ 佐渡市内又は新潟県内において、営業拠点（営業所等）（名簿）

オ 過去における食中毒事故

カ 市税及び国税の滞納がないことの証明書類

7 委託料の提案見積について

- (1) 養護老人ホーム待鶴荘、軽費老人ホームときわ荘及び介護老人保健施設すこやか両津の施設について、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの金額を見積り、それぞれ別に提出すること。また、管理費と給食材料費は明確に区分すること。

なお、給食材料費については、次表を参考とすること。

ア 待鶴荘（6,596食／月）※行事食、おやつは含まない。

		平均食数/日	稼働日数	月間食数	食単価
入所者	朝食	75食	30.4日	2,280食	294円
	昼食	67食	30.4日	2,036食	382円
	夕食	75食	30.4日	2,280食	348円
	計	217食	—	6,596食	1,024円
	遅延食	—	—	—	—
検食	朝食	1食	30.4日	30食	294円
	昼食	1食	30.4日	30食	382円
	夕食	1食	30.4日	30食	348円
	計	3食	—	90食	1,024円
保存食		3食分	—	90食	1,024円

イ ときわ荘（4,530食／月）※行事食、おやつを含める。

		平均食数/日	稼働日数	月間食数	食単価
入所者	朝食	50食	30.4日	1,520食	314円
	昼食	49食	30.4日	1,490食	414円
	夕食	50食	30.4日	1,520食	370円
	計	149食	—	4,530食	1,098円
	遅延食	—	—	—	—
検食	朝食	1食	30.4日	30食	314円
	昼食	1食	30.4日	30食	414円
	夕食	1食	30.4日	30食	370円
	計	3食	—	90食	1,098円
保存食		3食分	—	90食	1,098円

ウ すこやか両津（9,453食／月）※行事食、おやつを含める。

		平均食数/日	稼働日数	月間食数	食単価
入所者	朝食	76食	30.4日	2,310食	294円
	昼食	83食	30.4日	2,523食	382円
	おやつ	76食	30.4日	2,310食	70円
	夕食	76食	30.4日	2,310食	348円
	計	311食	30.4日	9,453食	1,094円
	遅延食	—	—	—	—
検食	朝食	1食	30.4日	30食	294円
	昼食	1食	30.4日	30食	382円
	おやつ	1食	30.4日	30食	70円
	夕食	1食	30.4日	30食	348円
	計	4食	—	120食	1,094円
保存食		4食分	—	120食	1,094円

- (2) 提案見積の上限額(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)
- ア 待鶴荘 55,558,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)
 - イ ときわ荘 41,092,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)
 - ウ すこやか両津 62,821,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。)

この金額は、契約(予定)金額を示すものではありません。ただし、提案見積金額はこの上限額を超えてはならないものとする。

8 提出先

〒952-0202 新潟県佐渡市栗野江 1826 番地

佐渡市養護老人ホーム 待鶴荘

電 話 : 0259-66-2018

F A X : 0259-66-2197

E-mail : h-taikaku@city.sado.niigata.jp

※送付後は必ず電話により確認を行うこと。

9 提出部数 7 部

10 現地説明

現地での説明が必要な場合は、当施設担当者に連絡し、日程調整を行うこととする。

また、平面図及び厨房施設機器表等必要がある場合は申し出ること。

11 受託候補者選定及び審査について

(1) 選定方法

ア 市は、「養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘・介護老人保健施設すこやか両津給食調理業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえて、養護老人ホーム待鶴荘・軽費老人ホームときわ荘・介護老人保健施設すこやか両津給食調理業務委託公募型プロポーザル評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき審査を行い、受託候補者を選定する。

イ 選定委員会の審査結果に基づき、各委員の点数の合計が最も高い者を受託候補者とする。ただし、最優秀者(受託候補者)が契約を締結しない時、又は、本業務の遂行に支障があると判明し契約を締結しない場合については、次点の事業者と協議を行うこととする。

ウ 選定委員会の評価が合計点の6割に満たない場合は、その提案は不採用とする。

エ なお、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。また、提案者は審査結果について異議の申し立てをすることはできない。

(2) 開催日時等の通知

令和8年11月13日(金)に全ての参加事業者電子メールで通知する。

(3) 選定委員会について

- ア 日時 令和8年11月20日（金）午後1時30分から（予定）
開始時間及び場所等の詳細については、各参加者に別途通知する。
- イ 出席者 提案者側の出席者は、1提案者につき、3名までとする。
- ウ 実施順 プレゼンテーションの順番は「給食調理業務委託事業提案書」が到着した順とする。なお、郵便で同時に配達されたものについては、事業者の五十音順で早い方を先とする。
- エ 説明時間 提案者説明30分以内、質疑応答10分以内の合計40分以内とする。
- オ 資料等 選定委員会では、提出された提案書を使用することとして、それ以外の資料等の追加配布は認めないこととする。

12 評価基準（100点満点）

評価項目	評価内容	配点
事業者の概要	事業の継続性・安定性、日本メディカル給食協会会員の取得	10点
会社の実績	福祉施設における受託実績、県内の受託実績、市内の受託実績	15点
業務手法	組織体制、施設との関わり方、利用者の満足度向上のための取り組み、当施設のサービスアップに繋がる提案、教育体制、衛生管理手法	30点
食材の調達方法	調理方法及び品質確保について	5点
緊急時対応	代行者の用意の有無、保険の加入、人員応援体制、感染症対策、災害対策及び緊急対応時バックアップ体制	20点
稼働・引継体制	業務開始に向けた準備スケジュール及び引継方針・体制	5点
リスクマネジメント	食事提供に当たってのリスクに対する取り組み	5点
総合評価	総合評価	10点

13 審査結果の通知

審査結果は後日参加者全員に文書にて通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しないものとする。

14 事業者選定に関わる日程

(1) 参加事業者の公募期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| | 令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時まで |
| (2) 質問受付 | 令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時まで |
| (3) 質問回答 | 令和 8 年 10 月 23 日（金） |
| (4) 必要書類の提出期限 | 令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時まで |

15 プロポーザル結果スケジュール

- (1) 選定結果通知 令和 8 年 11 月 24 日（火）（予定）

16 参加表明書等について

当プロポーザルに参加しようとする者は以下のとおり参加表明書及び誓約書を提出すること。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 提出書類 | 「参加表明書」（様式第 2 号）
「誓約書」（様式第 3 号） |
| (2) 提出期限 | 令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時まで |
| (3) 提出方法 | 持参、郵送又は電子メール
※郵送の場合、封筒表書きに「参加表明書等 在中」と朱書きで記載すること。
※電子メールの場合、件名を「参加表明書等の提出について」としてください。なお、代表者印を押印し、「参加表明書」及び「誓約書」を併せて P D F ファイルとして添付し送信すること。 |
| (4) 参加の可否 | 「参加表明書」及び「誓約書」が提出された翌日を目途に、担当連絡先に電子メールにて参加の可否を通知する。この時、非参加とされた者で、質問のある者は、通知の翌日から起算して 7 日以内に理由の開示を求めることができる。 |

17 質問及び回答

委託業務の内容に関して質疑のある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。なお、送信後は電話にて送信確認を必ず行うこととする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 質問書の提出 | 「質問書」（様式第 1 号） |
| (2) 提出期限 | 令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時まで |
| (3) 提出方法 | 電子メール又はファックス
・電子メールの場合、件名に「給食調理業務委託に関わる質問」と明記すること。 |
| (4) 質問への回答 | |

令和 8 年 10 月 23 日（金）に電子メールに P D F ファイルを添付して回答します。すべての質問及び回答は、参加表明書を提出した全事業者に回答する。

なお、この回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなすこととする。

18 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加申込み後に、参加を辞退する事業者は、辞退届（任意様式）の提出によって行うものとする。

19 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及びその他の守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 本プロポーザルへの参加にあたり、必要な一切の費用は、応募者の負担とする。また、参加者に生じた損害等については、本市は一切その責を負わないものとする。
- (3) 提案書等の作成のため本市が配布した資料等は、本市の許可なく公表、または使用してはならない。
- (4) 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、審査は行うものとする。
- (5) 応募にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、収支計画を踏まえ具体的な内容のものを提出すること。

20 問い合わせ先

〒952-0202

新潟県佐渡市栗野江 1826 番地

佐渡市養護老人ホーム 待鶴荘

電 話：0259-66-2018

F A X：0259-66-2197

E-mail：h-taikaku@city.sado.niigata.jp